

第8節 ICT 国際戦略の推進

1 国際政策における重点推進課題

1 ICT 海外展開の推進

総務省では、我が国のICT産業の国際競争力強化及びICTを活用した世界の課題解決の推進を目的に、ICT分野の海外展開支援等の活動を行っている。

ア 総務省におけるICT海外展開の戦略的な推進

総務省はこれまで、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）やインフラシステム輸出戦略（経協インフラ戦略会議決定）における「2020年のインフラシステム受注約30兆円」^{*1}という目標を達成する政府全体の方針を踏まえ、通信・放送・郵便システム、防災／医療／医療といった分野でのICT利活用モデル、サイバーセキュリティ、電波システム等のICTインフラシステムの海外展開について、案件発掘、案件提案、案件形成といった展開ステージに合わせ、必要に応じて、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）^{*2}や関係機関とも連携し、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等を含めたトータルな企業支援を通じて精力的に取り組んでいる。

また、総務省は、ICT、郵便のみならず、消防、統計、行政相談制度、地方自治等といった幅広い分野で海外展開を推進している。2018年（平成30年）2月には、これらの取組を総合的・戦略的に推進し、更なる海外展開の強化を図るため、「総務省海外展開戦略」を策定し、イ以降のとおり、海外展開に取り組んできた。他方で、日本の世界における経済的比重の低下、デジタル技術の開発・普及を巡る競争の激化など、日本を取り巻く国際環境は依然として厳しく、今後は高齢化などの難題を乗り越えて日本の国際的な地位を確保する必要がある一層高まるとともに、国連の定めるSDGsの達成に日本としてさらに貢献していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応も急務となっている。

これらの観点を踏まえ、総務大臣主導の下、総務省としての総合力を一層発揮するなど政策資源を総動員し、より実質的に海外展開を進めるため、海外展開推進政策の基本的方針及び具体的な行動についての計画を定めた「総務省海外展開行動計画2020」を2020年（令和2年）4月に策定した。本計画では、従前から取り組んでいた「SDGsの推進」、「グローバル競争力強化」に、「『信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）』の推進」、「『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』構想の実現」、「政策資源の総動員」を加えた「総務省における海外展開5原則」を定めた。これら新たな原則を具体化すべく、DFFTを支える5G活用型の産業基盤の展開等外交政策と統合的な「デジタル国際戦略」の推進、官民協議会や海外展開データベースの整備などによる「官民一体となった海外展開」の円滑化の環境整備、技術力かつアイデアを有するスタートアップ等の展開支援によるイノベーションの創出等に取り組んでいくこととしている。

イ 分野別プロジェクトの展開

(ア) デジタルインフラ

デジタルインフラ分野では、需要が急速に拡大しているインターネットやモバイル通信などネットワークサービスを支える通信網や光海底ケーブル等の整備や運営を支援している。

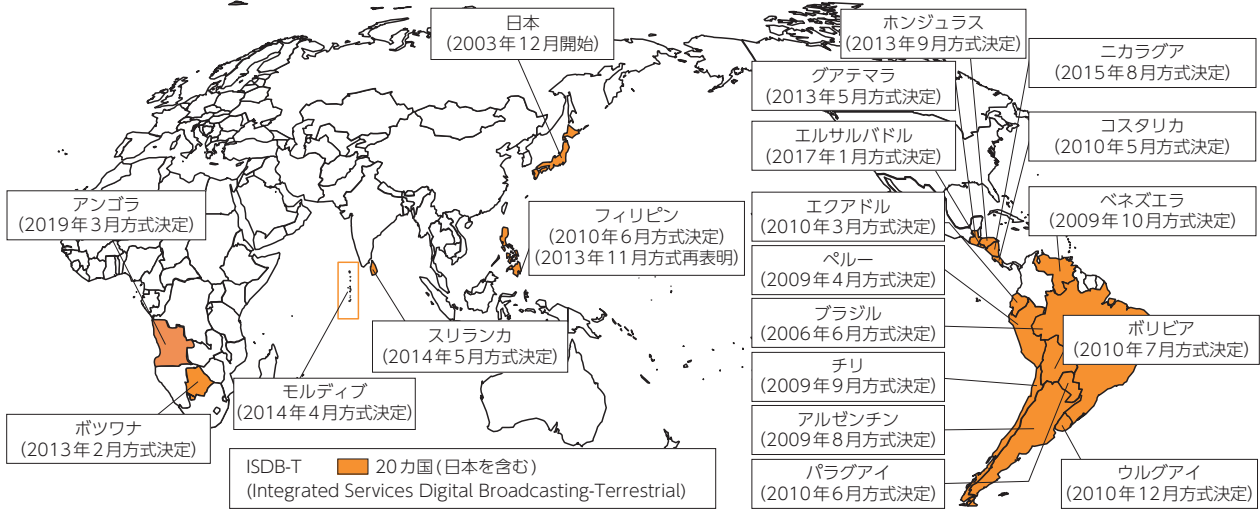
例えばモバイル通信網に関してはミャンマーにおいて、日本企業が携帯電話通信事業に参入し、2019年9月時点で2,400万の契約者数を抱える同国最大のMNOを運営している。また、光海底ケーブル敷設事業は、世界大手3社のうち1社が日本企業であり、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じて3件、総事業費合計約792億円の事業支援を実施しているほか、アンゴラ・ブラジル間の光海底ケーブルが株式会社国際協力銀行（JBIC）からの70億円の融資により敷設されたという実績もある。

*1 事業投資による収入額等を含む。

*2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）に基づき、2015年（平成27年）11月25日に設立された官民ファンド。我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としている。

日本で地上デジタル放送が開始された2003年12月頃から取り組んでいる地上デジタル放送日本方式の展開については、中南米を中心として、日本を含む20か国が同方式を採用するなどの成果となっている（図表6-8-1-1）

図表 6-8-1-1 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



(イ) デジタル技術利活用

デジタル技術の利活用分野の取組は、既存のデジタルインフラを利活用してサービスやソリューションを提供し問題解決や生産性向上を目指す取組（医療ICT、防災ICT、農業ICT等）、設備構築とサービス提供が一体となって課題解決を目指す取組（スマートシティ、電波システム）及びネットワークの安全と信頼性の確保を目指すサイバーセキュリティ向上の取組に分けられる。

まず既存インフラの利活用を行う取組としては、ブラジル及びチリの計100以上の医療機関でスマートフォンによる遠隔医療システムを受注するとともに、インドネシアにおいて約20億円規模のODA（無償資金協力）による防災情報共有システムの導入が決定されるなどの最近の実績がある。

スマートシティは最近拓けた分野でありこれからの可能性が大きい、現段階で、ベトナムにおいてスマートシティのKPIに合わせて評価方法の作成に寄与した等の進捗がある。電波システムについては、2018年度からインドで高度道路交通システムの導入の実証を行うなど、着実に取組を進めている。

サイバーセキュリティについては「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター」における人材育成のほか、サイバーセキュリティをテーマとした米国やASEANとの継続的なワークショップ開催や、2018年に締結した協力覚書に基づくイスラエルとの連携強化等の取組を通して、サイバーセキュリティ向上に向けた環境整備を推進している。

(ウ) デジタルコンテンツ

我が国の放送事業者が日本の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送事業者と共同制作し海外で発信する取組を支援するため、アジアを中心に2014年度から2019年度まで継続的な取組みを行ってきた結果、放送コンテンツの海外輸出額が6年で3倍以上に拡大した（2013年度 137.8億円 → 2018年度 519.4億円）。加えて、訪日観光客の増加や地域産品の販路開拓などの経済波及効果や日本の魅力の浸透など、様々な副次効果が生じていると考えられる。

(エ) 国民サービスの品質向上

まずデジタル・ガバメント（電子政府）の関係では、ベトナムにおいて電子政府システムの構築を5億円のODAの供与や人材育成により支援するプロジェクトが進行中のほか、JICTによる電子政府事業の支援（デンマーク）（総事業費約1,360億円）も行われている。統計分野では、ベトナムにおいて2021年の経済センサスに活用するため日本発のオンライン調査システムが導入され、運用準備段階にある。

消防分野においては、2018年10月にベトナムとの消防分野における協力覚書に署名し、消防用機器等の規格・認証制度の研修の実施に向けた調整を行うとともに、日本消防検定協会及び（一財）日本消防設備安全センターの2機関についてアラブ首長国連邦で認証登録を受けるなどして、日本の消防用機器等の品質や規格・認証制度の発

信を実施している。

郵便分野では、ロシアにおける取組が特に進展しており、日本企業がロシア郵便の国際交換局向けの郵便区分機等を受注しているほか、シベリア鉄道を利用した日本発欧州宛船便郵便物の輸送、ロシア郵便が運営するEコマースサイトや郵便局での日本商品の販売などの協力が行われている。またベトナムでも日本の郵便ノウハウが導入され、日本企業が郵便区分機等を受注し、日本企業の協力のもと郵便局の金融サービス電子化（電子マネーカードを用いた年金支給等）のサービスが提供されるなどしている。

行政相談分野では、各国の公的オンブズマンとの連携・協力等が行われており、例えば、ベトナムから研修生を直近7年で計約270人受け入れるなどの取組が実施されてきた。

信頼性の高い電子政府・統計システムの構築に関する知見を活かして、政府のデジタル化を支援している。ベトナムでは、中央省・地方省間の情報連携用システム構築を支援した。

ウ 各国ICTプロジェクトの展開

(ア) アジア地域

アジア地域は、堅調で安定した経済成長が続いており、経済成長に伴い中間層も拡大している。更に、域内の貿易自由化や市場統合などを通じ成長加速を目指す「ASEAN 経済共同体（AEC）」が2015年（平成27年）末に設立され、我が国企業にとって成長市場としての魅力が更に増している。経済成長と生活の質の向上は、膨大なインフラ需要を生み出しており、ICTインフラもその例外ではない。また、都市交通や環境、防災などの分野において多くの社会的課題が生じており、ICTを活用した解決に期待が寄せられている。

A フィリピン

フィリピンについては、2018年（平成30年）1月に総務大臣がフィリピンを訪問し、大統領をはじめとするフィリピン政府要人に対して「日フィリピンICT総合協力パッケージ」を提案し、ICT利活用（防災、交通、サイバーセキュリティ等）の基盤となるICTインフラ（ブロードバンド網及び地上デジタル放送）の整備について両国で協力して進めていくことを確認した。

2019年（令和元年）6月には第4回総務省－情報通信技術省ICT協力委員会をフィリピンにおいて開催し、ブロードバンド網、地上デジタル放送、サイバーセキュリティ、防災ICTなど多岐にわたる分野の協力活動について進捗状況を報告するとともに、今後の協力の方向性について意見交換を実施した。

B ミャンマー

ミャンマーについては、2016年（平成28年）10月に、同年3月に誕生した新政権のミャンマー運輸・通信大臣が初めて来日し、総務大臣との会談を実施して、情報通信分野における両国間の更なる協力関係の強化を確認した。

これまでは、MPT（国営電気通信事業体）とKDDI・住友商事の共同事業に加え、外資系通信事業者2社がモバイル通信事業を行ってきたが、2017年（平成29年）1月に更にもう1社にライセンスが付与され、2018年（平成30年）3月よりサービスを開始した。こうした状況の中、日本政府は急速に拡大する通信需要に応えるため、円借款「通信網改善事業」（供与限度額105億円）により通信インフラの整備を支援している。

C ベトナム

ベトナムについては、2020年（令和2年）1月に高市総務大臣がベトナムを訪問し、情報通信大臣とともに「情報通信分野における協力覚書」等を改定する署名を行い、5G、サイバーセキュリティ及びスマートシティを今後の協力分野として新たに位置づけた。同時に、5Gのセキュリティ対応の重要性や、サイバーセキュリティの人材育成、スマートシティの推進などについて意見交換を行い、今後更に協力を進めていくことで一致した。

D タイ

タイについては、2017年（平成29年）6月に来日したデジタル経済社会大臣（当時）と高市総務大臣が「情報通信デジタル技術分野の協力に関する覚書」に署名するとともに、サイバーセキュリティ、気象分野等における情報通信デジタル技術の促進、郵便分野等の協力を推進していくこと等について合意した。

2019年（令和元年）12月には、寺田総務副大臣がタイを訪問し、デジタル経済社会大臣との間で、サイバーセキュリティ、スマートシティ、郵便などの分野における協力について意見交換を行い、今後の協力関係の強化について合意した。

(イ) 中南米地域

中南米地域は、ブラジル、メキシコといった巨大な人口と大きな潜在成長力を誇る国々や、ペルー、コロンビアといった近年安定した成長を見せる国々を擁しており、成長性のある市場である。

現在、中南米諸国においてデジタル網の整備が進むのにあわせ、これを活用した遠隔教育、遠隔医療、農業、防災、防犯、スマートシティなどの各分野でのアプリケーションにかかる政策ノウハウ、維持管理技術、人材育成などを組み合わせた展開と、同地域での共通課題、解決方策にかかる連携を各国と強化している。

2017年（平成29年）にエルサルバドル共和国が日本方式の地デジを採用し、中米諸国でも採用が広がっている一方、南米諸国では、日本方式の地デジを採用してから10年を迎える国も多い中、日本方式の地デジ採用を契機としたICT分野全体の国際展開の強化に取り組んでいる。

A ブラジル

ブラジルは、2006年（平成18年）6月に、海外で初めて日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用された国である。2016年（平成28年）10月のテメル大統領訪日時に署名された日本国及びブラジル連邦共和国との間のインフラ分野における投資及び経済協力の促進のための協力覚書において、情報通信技術分野が協力範囲として含まれた。2018年（平成30年）8月には総務省及びブラジル科学技術革新通信省との間で、地デジ及び情報通信技術分野に関する協力覚書を取り交わし、本覚書に基づき、2019年（令和元年）9月に第1回共同作業部会を開催し、地デジ、ICT利活用、サイバーセキュリティ等の分野について意見交換を実施した。今後も共同プロジェクト等を通じて協力関係を強化していくことで一致した。

B ペルー

ペルーでは2009年（平成21年）4月に日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用され、JICA専門家派遣等の支援により総務省とペルー運輸通信省の間では放送分野における継続的な協力関係が構築されている。2016年（平成28年）11月に安倍総理大臣がペルーを訪問した際に出された共同声明では、光ファイバなどインフラ整備、物流や医療などの分野でのICT協力の一層の進展への期待が表明された。また、首脳会談直後に両首脳立ち会いの下、総務省と運輸通信省との間で共同プロジェクトを進める覚書を取り交わした。本覚書を具体的に進めるため、2017年（平成29年）2月には外務省と連携し、運輸通信大臣一行を日本へ招へいし、日本のICT関連政策・経験の共有を通じた政府間協力関係強化及び日本国内のICT利活用事例の紹介を行った。また、2018年（平成30年）3月には総務省とペルー運輸通信省と共催で「ICTとブロードバンドに関する国家政策提言に向けた貢献」国際フォーラムを開催し、各分野における共同プロジェクトのロードマップ具体化、今後の取り組みを加速化することを確認した。これまで遠隔教育、遠隔医療、防災、物流等の分野で共同プロジェクトが進められており、今後も同国とICT利活用の分野において、協力関係を深化させていく。

C コロンビア

コロンビアでは、デジタル網整備に関する日本政府とコロンビア政府との協力に関し、首脳レベルでの関心事項となっており、2014年（平成26年）7月の安倍総理大臣のコロンビア訪問時に発出された共同声明にも盛り込まれている。コロンビア政府は、情報技術・通信省を中心にデジタル網の整備・利活用を進める「Vive Digital」政策を推進しており、総務省は日本が有するFTTH技術に関する技術講習会の実施及び、日本の技術FTTH技術の高さを実証するフィールドトライアルを行ってきた。

また、近年、光ファイバや無線網の全国整備だけでなく、ICT利活用を通じてコロンビアの社会課題の解決を目指すため、スマートシティ、農業、医療等の分野で共同プロジェクトを実施している。特に農業の分野では、これまでの経験や勘に頼った手法ではなく、ICTを利活用した科学的な生産管理による農業プロジェクトを実施しており、生産性の向上に繋がっている。今後も、同国と各種分野でのICT利活用の取組を深化させていくことを確認している。

D チリ

チリは、2009年（平成21年）9月に日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用され、翌2010年（平成22年）には、両国の間で地上デジタルテレビ放送の実施のための協力に関する覚書が取り交わされており、専門家派遣等の支援により、同国と放送分野における継続的な協力関係が構築されている。2015年（平成27年）には、情報通信技術分野における協力についての総務省と同国運輸通信省との共同声明が署名され、放送分野のみならず、光ファイバ（陸上、海底）、通信システム、サイバーセキュリティ等のICT全般の分野で協力を拡大していくことを確認し、2019年（令和元年）には安倍総理大臣とピニェラ大統領は、科学技術分野における協力を進展させるこ

となど具体的な二国間協力の推進で一致している。これまで、海底ケーブル、医療、スマートシティ、防災等の分野で調査・実証事業を進めており、引き続き両国の通信分野における協力関係を強化していく。

(ウ) アフリカ地域

アフリカ地域は、豊富な天然資源・増加する人口を背景に近年めざましい経済成長を遂げており、インフラ市場としても高いポテンシャルを有している。現在、アフリカ各国において、ICTを通じた経済発展や、様々な社会課題を解決していく取組が進められている。

総務省は、アフリカにおけるICTによるSDGsへの貢献を推進し、日本のICT企業の活動を支援するため、情報収集の強化、現地におけるネットワーク形成や案件形成支援を強化していくこととしており、関係機関等と連携・協力しながら、(1) アフリカにおける調査・情報収集機能の強化、(2) 質の高いICTインフラの訴求、(3) 案件形成、人材育成支援に取り組んでいる。

2019年（令和元年）8月、神奈川県横浜市において、総務省とスマートアフリカ加盟国などが、ICT分野における日アフリカ間の協力強化のための取組を議論するため、TICAD7（第7回アフリカ開発会議）公式サイドイベントとして「日・アフリカICTハイレベルラウンドテーブル」を開催した。同会合では、アフリカの持続的な成長に向けたデジタル化の必要性を共有した上で、アフリカのデジタル化推進に向けた議論を行い、その成果文書として、「日・アフリカICTハイレベルラウンドテーブル共同声明」をとりまとめた。

A アンゴラ

アンゴラでは2019年3月に日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用された。2020年2月に、第1回日アンゴラ地デジ/ICT共同作業部会を開催し、政策面及び技術面における知見を共有した。今後は、JICA専門家派遣等の支援により、放送分野における継続的な協力関係を構築していく。

B ボツワナ

ボツワナでは2013年2月に日本方式の地上デジタルテレビ放送が採用された。2013年7月に署名された日本国及びボツワナ共和国との地上デジタルテレビ放送の協力に関する覚書に基づき、これまで日ボツワナ地デジ共同作業部会を2013年7月から2018年11月まで8回開催している。また、JICA専門家派遣などの支援により、放送分野における継続的な協力関係が構築されている。昨年からは、地デジをきっかけとした他のICT分野での協力を推進している。

C ルワンダ

2018年5月にルワンダで開催されたトランスフォーム・アフリカ・サミット2018の際、情報技術通信省（当時）とICT分野の協力に関する覚書に署名し、スマートシティ、通信インフラ等の分野で協力を推進している。2019年1月及び2019年8月には、インガビレICT・イノベーション大臣が訪日した機会を捉え、石田総務大臣（当時）との面談を実施し、ICT分野における両国の更なる協力強化について意見交換を行った。

2 ICT海外展開のための環境整備/円滑な情報流通の推進のための環境整備

総務省では、サイバー空間の国際的ルール作りの推進、サイバーセキュリティに係る国際連携の推進、EPAやFTAの枠組みでのICT分野における貿易自由化の推進、国際標準化への戦略的な対応等を通じ、我が国のICT海外展開のための環境整備、円滑な情報流通の推進のための環境整備を行っている。

ア サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

(ア) サイバー空間の国際ルールづくり

いわゆる「アラブの春」に代表されるような民主化運動において、インターネットやソーシャルメディアは大きな役割を果たしたと言われている。そのため、一部の新興国・途上国においては、インターネットへの規制や政府の管理を強化する動きが強まっている一方、欧米諸国の多くは、首脳や閣僚が主導して情報の自由な流通やインターネットのオープン性等の基本理念を表明しており、2011年（平成23年）以降、インターネットに関わる様々な国際会合が開催され、サイバー空間の国際ルールの在り方に関する議論が活発に行われている。

2012年（平成24年）に開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12）では、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、セキュリティや迷惑メール対策の国際ルール化が主な争点となったが、国際的な合意の形成にまでは至らず、最終的には途上国を中心とした支持により投票を経て国際電気通信規則（ITR）の改正が採択され

た（我が国を含む、欧米諸国等55か国が署名せず）。2018年（平成30年）に開催されたITU全権委員会議（PP-18）においても、サイバー空間におけるITUまたは政府の役割強化を含む国際ルールづくりがアラブ・アフリカ地域等より提案されたが合意に至らず、提案が取り下げられる結果となった。また同会議では近年のICT環境の変化に応じてITRを改正すべく新たなWCITの開催も提案されたが、規制強化につながることを懸念した先進諸国が強く反対したため、妥協する形でITRに関するレビューが実施されている。

総務省は、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを利用し、ネットワークを管理している民間企業や学术界、市民社会などあらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であること、の2点を重視し、二国間及び多国間会合における議論に積極的に参加している^{*3}。

（イ）サイバーセキュリティに関する二国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の議論については、政府横断的な取組が行われており、主な取組として、日米間で2019年（令和元年）10月に開催された第7回「日米サイバー対話」において、情勢認識、両国における取組、国際場裡における協力、能力構築支援等、サイバーに関する幅広い日米協力について議論された。同様に、日EU間で2019年（令和元年）6月に第4回「日EUサイバー対話」、日仏間で同年7月に第5回「日仏サイバー協議」、日露間で同年11月に第3回「日露サイバー協議」、日ウクライナ間で2020年（令和2年）1月に第2回「日ウクライナサイバー協議」、日英間で同年1月に第5回「日英サイバー協議」が開催される等、各国との連携強化を進めている。また、総務省とイスラエル・国家サイバー総局との間で2018年（平成30年）11月に署名したサイバーセキュリティ分野における協力に関する覚書に基づき、人材育成協力等の施策を推進した。

イ ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。2018年（平成30年）12月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、2019年（平成31年）2月には、日EU・EPA協定が発効した。また、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとの間でEPAを締結している。さらに、現在も日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）といった広域経済連携交渉を行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

ウ 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点から極めて重要である。

Society 5.0の実現に向け、5G、AI、IoT等の導入・利用が拡大し、グローバル規模でのデジタル化が進展する中でICT分野における標準化の対象・役割も変化していることを踏まえ、効果的に社会実装の視点を踏まえた標準化活動を行うため、情報通信審議会技術戦略委員会の答申等を踏まえた戦略を推進している。

具体的には、デジュール^{*4}に加えフォーラム^{*5}標準化に関する動向調査や規格策定、国際標準化人材の育成、標準化活動の重要性について理解を深める取組等を実施するとともに、国際標準の獲得を目指した日EU共同研究や、社会実装への期待が大きい分野（ワイヤレス工場等）に係る研究開発や実証実験などを実施している。

*3 サイバー空間の在り方に関する国際議論の動向：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/index.html

*4 デジュール標準：国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）等の公的な国際標準化機関によって策定された標準

*5 フォーラム標準：複数の企業や大学等が集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

2 国際的な枠組における取組

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECDといった多国間の枠組みで政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献等のICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1 多国間の枠組における国際政策の推進

ア G7・G20

社会経済活動のグローバル化・デジタル化により国境を越えた情報流通やビジネス・サービスが進展する中、G7、G20の枠組でも活発な議論が行われている。その発端となったのは、我が国が議長国を務めた2016年（平成28年）4月のG7香川・高松情報通信大臣会合である。同会合は、G7の枠組みで21年ぶりに開催された情報通信大臣会合であり、①質の高いICTインフラを通じたデジタル・ディバイドの解消、②サイバーセキュリティやプライバシー保護を踏まえた情報の自由な流通の推進、③IoT、ビッグデータ、AI等の新たなイノベーションの促進、④ICTの利活用を通じた健康医療、高齢化社会、女性活躍、防災等の地球規模課題への対処等に合意し、デジタル経済の発展に向けた政策議論において大きな成果をあげることが出来た。その成果は、2017年（平成29年）のG7情報通信・産業大臣会合（イタリア）及び2018年（平成30年）のG7イノベーション大臣会合（カナダ）、及び2019年（令和元年）のG7デジタル関係閣僚会合（フランス）の議論にも受け継がれ、AIに関するG7としての共通原則の検討が進められるなど、その検討は一層の深化を見せている。

また、G7のみならず、存在感を増している中国、ロシア、インド等を含むG20の枠組みにおいても、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、G7香川・高松情報通信大臣会合以降、2016年（平成28年）9月のG20首脳会合（中国）において、デジタル経済に関する独立の成果文書が初めて採択された後、2017年（平成29年）4月には、G20の枠組みで初となるデジタル経済大臣会合（ドイツ）が開催され、その成果は、2018年（平成30年）のG20デジタル経済大臣会合（アルゼンチン）にも受け継がれた。

また、2019年（令和元年）6月8日及び9日、総務省、外務省、経済産業省が、茨城県つくば市において「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」を開催した。石田総務大臣、河野外務大臣、世耕経産大臣が共同議長を務め、SDGsの推進、信頼性のあるデータの自由な流通の促進（DFFT。データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）、AIに関する原則の検討、デジタル経済におけるセキュリティに関する新たな共通認識などに関して議論を行った。特に、G7香川・高松情報通信大臣会合以降、国際的な議論が継続されてきたAIについては、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意し、G20大阪サミットでの首脳レベルでの合意にもつながった。加えて、信頼性のある自由なデータ流通の概念の合意は、G20大阪サミットの機会において、信頼性のある自由なデータ流通を促進し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」の立ち上げにつながった。

我が国においては、これらのG7/G20の成果を踏まえ、質の高いICTインフラの海外展開、AI開発に関する国際的なガイドラインの検討、官民コンソーシアムを通じたIoT推進のための国際連携、サイバー攻撃情報の共有のための国際連携等に取り組んでいる。併せて、G7/G20における成果をOECD、APEC、ASEAN、IGF等の他の国際フォーラムにおいても積極的に発信していくことで、世界的なデジタル経済の発展への一層の貢献を図る。引き続き、G7、G20をはじめ、OECD、APEC、ASEAN、IGF等、他の国際フォーラムにおいても、関係国と協力して、情報の自由な流通の促進やマルチステークホルダーアプローチの支持等に関するメッセージを発信し、各国際フォーラムの成果文章等にも反映させることに努めていく。

イ アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われ

ている。

これまで、TELにおいては、2015年（平成27年）3月にマレーシア（クアラルンプール）で開催された第10回 TELMIN（TELMIN10）において承認された「TEL 戦略的行動計画 2016-2020」に基づき、ICTを通じたイノベーションの推進、ブロードバンドアクセスの向上、IoTの展開、情報の自由な流通の促進等に関する議論を深めてきたところであるが、次の5年間にに向けて戦略的行動計画の見直しを進めている。総務省としても、年2回開催されるTEL会合において、電子政府に関するプロジェクトの推進や我が国におけるICT政策の周知等の活動を通じ、TEL会合の運営に積極的に貢献している。

ウ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、現在、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。APTは、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。

総務省は、APTへの拠出金を通じて、ブロードバンドや無線通信など我が国が強みを有するICT分野において研修生の受け入れ、ICT技術者／研究者交流などの活動を支援している。2019年度（令和元年度）は、5件の訪日研修（23か国・地域から50名以上が参加）、2件の国際共同研究及び3件のパイロットプロジェクトの実施を支援した。

エ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、東南アジア10カ国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としている。

我が国は、ASEANの対話国の一つとして、日ASEAN情報通信大臣会合等機会を活かし、日ASEAN協力の強化に向けた提案や意見交換を行っており、双方の合意が得られたワークショップ等の提案については、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金等を活用し実施されている。2019年（令和元年）7月には、スマートシティをテーマとするワークショップを開催し、ICT分野におけるスマートシティに関する取組について知見・経験を共有するとともに、日本の先行事例を紹介した。

特に、サイバーセキュリティ分野については、人材育成を中心に日ASEAN間の協力を強化している。2017年（平成29年）12月にカンボジアで開催された第12回日ASEAN情報通信大臣会合において、我が国の支援により、ASEANのサイバーセキュリティ分野の人材育成の強化に向けたプロジェクトをタイで実施することに合意し、これを受けて2018年（平成30年）9月に日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）をタイ・バンコクに設立した。現在、同センターにおいてASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を継続的に実施している。このほか、ASEAN各国のISP事業者を対象として、事業者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を目的とした日ASEAN情報セキュリティワークショップを定期的開催するなど、各国におけるサイバーセキュリティ能力の向上に取り組んでいる。

オ 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネーブ）。193か国が加盟）は、1865年パリで創設の万国電信連合と1906年ベルリンで創設の国際無線電信連合が、1932年マドリッドにおいて統合の後に発足した組織である。

国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の効率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。

ITUは、

- ① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
- ② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
- ③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

の3部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、各部門における研究委員会（SG: Study Group）の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

また2018年（平成30年）にはITUの最高意思決定会議として4年毎に実施される全権委員会議（PP-18）が開催され、我が国が1959年（昭和34年）以降12回連続で理事国に選出された他、橋本明氏（NTTドコモ標準化カウンセラー）が無線通信規則委員会（RRB）委員に選出された。同会議ではITUの戦略・財政計画、ITU憲章及び条約の改正、決議の作成・改正等について審議され、11の新決議等を含む文書が採択された。

（ア） ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。中でも、各研究委員会（SG: Study Group）から提出される勧告案の承認、次期研究期間における課題や体制等の審議等を目的とする無線通信総会（RA: Radiocommunication Assembly）及び国際的な周波数分配等を規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議（WRC: World Radiocommunication Conferences）は、3～4年に一度開催されるITU-R最大級の会合である。

2019年（令和元年）10月から11月にかけて、2019年無線通信総会（RA-19）及び2019年世界無線通信会議（WRC-19）が、エジプト（シャルム・エル・シェイク）において開催された。

RA-19では、審議の結果、2件の新規勧告及び3件の改定勧告の承認、2件の新規決議及び23件の改訂決議等の承認、次研究会期における研究課題の承認等が行われた。次研究会期におけるSGの役職については、SG6（放送業務）の議長に西田 幸博氏（NHK）、SG4（衛星業務）の副議長に河野 宇博氏（スカパーJSAT）、SG5（地上業務）の副議長に新 博行氏（NTTドコモ）がそれぞれ任命された。

WRC-19では、第5世代移動通信システム（5G）での利用を念頭においた国際的な移動通信（IMT: International Mobile Telecommunication）用周波数の拡大や、極めて高い周波数帯であり、これまで受信のみを行う受動業務のみに使用されていた275-450GHz帯の新たな通信用途での利用等が合意された。また、2023年（令和5年）に開催が予定されているWRC-23の議題についても審議が行われ、IMT用周波数の更なる拡大等を議題とすることが合意された。

（イ） ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討が行われている。ITU-Tの最高意思決定会合であり、4年に1度開催される世界電気通信標準化総会（WTSA: World Telecommunication Standardization Assembly）が、2020年（令和2年）11月に開催される予定である（2020年7月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2021年2月への延期を協議中）。WTSAに向けた検討として、2020年（令和2年）2月に開催されたITU-Tの各研究委員会（SG）の標準化活動等に対し助言を行う役割等を担っている電気通信標準化アドバイザーグループ（TSAG: Telecommunication Standardization Advisory Group）会合では、次会期の活動に昨今の標準化展望の大きな変化を取り入れるため、現在のSG構成を見直すことがITU-T事務局局長から提言され、議論が行われた。SG構成の見直しについては、2020年（令和2年）8月の中間会合と同年9月の会合で継続して議論される予定である。

近年、注目が集まっている量子通信に関係する標準化活動としては、第13研究委員会（SG13）及び第17研究委員会（SG17）において、量子鍵配送（QKD: Quantum Key Distribution）に関する研究が進められている。2019年（令和元年）には、SG13において国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）、日本電気 株式会社（NEC）、及び株式会社 東芝が、量子通信関連の勧告化（QKDをサポートするネットワークに関する概要）を主導し、ITU-T標準として初めて承認されるなど、我が国のQKDネットワーク技術が国際標準の骨格形成に大きく貢献した。

また、ホットピック関連ではITUメンバー外でも参加が可能なフォーカスグループ（FG）の活動として、2019年度（令和元年度）においてはFG AI4EE（AI新技術の環境性能効率化）、FG QIT4N（量子情報通信網）やFG AI4AD（自動運転用AI）が新たに設置される等、将来のネットワークやAIに関する新たな検討が開始されている。

さらに、SG17においては、IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省が2016年（平成28年）7月に策定した「IoTセキュリティガイドライン」に基づくIoTのセキュリティ管理策をまとめた寄書を我が国から入力して

おり、勧告化に向けた審議が行われている。

(ウ) ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。

ITU-Dにおける最高意思決定会議としては、4年に1度世界電気通信開発会議（WTDC：World Telecommunication Development Conference）が開催されている。今研究会期（2018年～2021年（平成30年～令和3年））においては、WTDC-17（2017年（平成29年）10月開催、於：アルゼンチン（ブエノスアイレス））で採択された戦略目標及び行動計画等に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献しつつ、研究委員会（SG）での研究、ICT開発支援プロジェクトの実施、ICT人材育成、統計調査の実施及びデータの分析・公表等の活動を推進しているところである。次回のWTDC-21は2021年（令和3年）11月8日から19日にかけてエチオピア（アディスアベバ）で開催予定であり、今会期の活動成果を取りまとめるとともに、それらを踏まえて審議が行われ、次会期の活動に関する体制、戦略目標、行動計画等が策定される見込みである。また、活動の成果として今研究会期におけるSGでの研究成果も報告される予定である。今研究会期のSGの活動としては、年2回の会合期間（春のSG会合、秋のレポート会合）中に集中的にルーラル通信、障害者のアクセス、スマート社会、eヘルス、サイバーセキュリティ、防災ICT等14の研究課題についての議論が行われており、ベストプラクティスの共有やガイドラインの策定等を通じ、途上国における情報通信分野の戦略、政策等の立案支援、ICTアプリケーションやサービスの利活用の促進支援を進めている。我が国としても、SGの研究課題の役職者に7名を就任させて研究活動をリードするとともに、積極的な寄書の提出によるベストプラクティスの共有を通じてSGの活動に大きく貢献している。このほか、我が国主導でのeヘルス、防災ICT等に関するワークショップの開催及び展示ブースの出展等により、我が国ICTの技術やシステムの国際展開支援を行っている。また、ICT開発支援プロジェクトに関しても寄与するべく、総務省は途上国及びITU-D事務局と案件形成に向けた協議を行っている。

カ 国際連合

(ア) 国連総会第一委員会

軍縮と国際安全保障を扱っている国連総会第一委員会においては、2004年（平成16年）以降、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩」に関する政府専門家会合（GGE: Group of Governmental Experts）を5会期にわたって開催し、国家のICT利用に関する規範やサイバー空間におけるルールづくり等について議論を行ってきた。第5会期については、その最終会合が2017年（平成29年）6月に開催されたが、サイバー空間への国際法の適用を巡って各国の立場が折り合わず、報告書を採択することなく終了した。第6期は、2019年（令和元年）12月から開催され、2021年（令和3年）の国連総会において議論の成果を報告する予定である。また、国連全加盟国が参加可能な議論の場として、2019年から国連の下に初めて立ち上がったオープン・エンド作業部会（OEWG: Open-Ended Working Group）にも日本は積極的に関与してきており、GGEでの議論との相互補完性にも留意しながら議論に貢献している。

(イ) 国連総会第二委員会・経済社会理事会（ECOSOC）

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会においては、開発とICTについての議論が行われている。また、情報通信分野における初めての国連サミットとして開催された世界情報社会サミット（WSIS: World Summit on the Information Society、2003年（平成15年）にジュネーブ、2005年（平成17年）にチュニスで開催。）のフォローアップとして、経済社会理事会（ECOSOC: Economic and Social Council）に設置されている「開発のための科学技術委員会」（CSTD: Commission on Science and Technology for Development）を中心に議論されている。

具体的には、インターネットに関する国際的な公共政策課題について、各政府が同等の立場でそれぞれの役割・責任を果たすために何をすべきかを議論するため、国連総会決議に基づき、CSTDの下に「協力強化に関するワーキンググループ（WGEC: Working Group on Enhanced Cooperation）」が設置されている。我が国もメンバー国として、WGECの第1会期（2013年（平成25年）5月～2014年（平成26年）4月）及び第2会期（2016年（平成28年）9月～2018年（平成30年）1月）の議論への貢献を果たしてきたが、先進国と途上国との間で見解の相違が大きい状況であり、その議論はまとまりを得ていない。

(ウ) インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）

インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF: Internet Governance Forum）は、インターネットに関す

る様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、2006年（平成18年）以降毎年開催されている。同フォーラムは、2005年（平成17年）のWSISチュニス会合及び2015年（平成27年）12月のWSIS+10ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学术界、市民社会等のマルチステークホルダーによって運営されており、2015年（平成27年）の成果文書に基づき2025年（令和7年）までの開催が決定されている。

2019年（令和元年）11月には、ドイツ（ベルリン）において、「一つの世界・一つのネット・一つのビジョン」をメインテーマに第14回会合が開催された。我が国としても、開催国ドイツとの協力の下で各ステークホルダーのハイレベルによるセッションに登壇し、G20議長国として、信頼性のある自由なデータ流通やAI原則の合意等、2019年（令和元年）のG20の結果を報告するとともに、インターネット・ガバナンスにおけるマルチステークホルダーアプローチの重要性について、改めて発言する等、同会合への積極的な貢献を果たした。

（エ） デジタル協力に関するハイレベル・パネル

デジタル技術による社会変革に対応するため、国連事務総長は2018年（平成30年）7月に「デジタル協力に関するハイレベル・パネル」を発足させた。パネルでの議論は、報告書「デジタル相互依存の時代（The Age of Digital Interdependence）」にまとめられ、2019年（令和元年）6月にパネルから国連事務総長に提出された。報告書では、①包括的なデジタル経済と社会の構築、②人的・制度的能力の育成、③人権と人間の主体性の擁護、④デジタルの信頼性、安全性、安定性の促進、⑤世界的なデジタル協力、といった大きく分けて5つの勧告が公表され、その中でも、⑤世界的なデジタル協力においては、現在のインターネットガバナンスを強化する必要性がある旨を示唆する内容が含まれている。本報告書の公表後、国連主導により、本報告書のフォローアップに関する議論を行うマルチステークホルダー方のラウンドテーブルが勧告ごとに開催され、日本政府も議論に参加した。

その後、ラウンドテーブルでの議論を踏まえ、2020年（令和2年）6月には、事務総長名での「デジタル協力に関するロードマップ」が公表された。ロードマップでは、各ラウンドテーブルでの議論の経過やデジタル協力に関する今後の方針等が示されおり、ロードマップに書かれた事項の更なる具体化の議論が行われる予定である。

キ 世界貿易機関（WTO）・ラウンド交渉

2001年（平成13年）11月から開始された世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）ドーハ・ラウンド交渉においても、電気通信分野はサービス貿易分野における最も重要な分野の一つとして認識されており、貿易政策検討制度（TPRM）の枠組み等を通じて、各国の電気通信市場の一層の自由化に向けた検討が進められている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進展している国の一つであり、諸外国における外資規制等の措置の撤廃・緩和に向けて積極的に取り組んでいる。同ラウンド交渉は、各国の意見対立により中断、再開を繰り返している状況である。また、サービス分野（電気通信や電子商取引の分野が含まれる）においては、2013年（平成25年）6月より、21世紀にふさわしい新サービス貿易協定（TiSA：Trade in Services Agreement）の策定に向けた本格的な交渉が行われていたが、各国の意見対立により、交渉が中断されている。一方、電子商取引分野については、交渉のモメンタムが失われないう、2017年（平成29年）12月に開催されたWTO第11回閣僚会合（於アルゼンチン）において、我が国が先導し電子商取引の共同声明を発出し、将来のWTO交渉に向けて探求的作業を開始することとされた。これを受け、2018年（平成30年）3月より、我が国は共同議長国として有志国会合を開催し、議論を主導している。2019年（平成31年）1月には、ダボスにおいて非公式閣僚会合を開催し、WTOにおける電子商取引分野の交渉開始の意思を確認するとともに、高いレベルの合意と可能な限り多くのWTO加盟国の参加の実現を追求すること等を内容とした有志国（76ヶ国）による共同声明を発出した。また、同年（令和元年）6月には、G20大阪サミットの機会にデジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」が立ち上げられた。本有志国会合は、この「大阪トラック」の取組の一つとして位置付けられている。

ク 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）は、1961年に設立された、政治問題及び軍事問題を除き、経済及び社会のあらゆる分野にわたって広範囲に意見及び情報を交換し、各国の政策の調和を図ることを目的とする国際機関であり、デジタル経済政策委員会（CDEP：Committee on Digital Economy Policy）が情報通信分野の政策課題等の議論の場となっている。OECDの特

徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題について、より多くのデータ分析が行われている（エビデンスベース）点や、関係する多くのステークホルダーが政策的な議論に参加している点（マルチステークホルダーアプローチ）にある。CDEPは、電気通信政策、情報セキュリティ、プライバシー、AI（人工知能）といったデジタル経済分野の先導的な議論を行っている。総務省は、OECD事務局への人材派遣や財政支援を通じた支援に加え、CDEP議長を総務省職員から輩出（2020年（令和2年）1月～）する等、OECDにおける政策議論に積極的に貢献している。

2016年（平成28年）6月のデジタル経済に関する閣僚級会合（於：メキシコ（カンクン））で取りまとめられた、情報の自由な流通、ブロードバンドの普及推進、デジタル・ディバイドの解消等を内容とする閣僚宣言（カンクン宣言）^{*6}。を受けてOECDは、デジタルの便益を社会全体で包摂的に享受するための政策的な枠組の構築に向けた検討を行うため、2017年（平成29年）1月から「デジタル化に関する水平的事業（Going Digitalプロジェクト）」を実施している。このプロジェクトは分野横断的にOECDの多くの委員会が参加し、2019年（平成31年）3月に統合報告書及び関連する統計データが公表された。統合報告書では、①アクセスの促進、②効果的利用の増進、③イノベーションの開放、④全ての人のための質の高い仕事の促進、⑤社会的繁栄の促進、⑥信用（trust）の強化、⑦市場開放性の促進、の7つの項目に沿った政策提言がなされ、包括的な政策アプローチの重要性が強調されている。また、上記の7つの項目について、各国の取組状況を指標化して整理した「Going Digital Toolkit^{*7}」も公開されている。

また、OECDは、2016年（平成28年）からAIに関する取組を進めている。これは、同年4月のG7香川・高松情報通信大臣会合において、AIの研究開発等に関するガイドラインの策定等に向けた国際的な議論の必要性が提起されたことを受けたものであり、総務省と国際カンファレンスを共催（2017年（平成29年）10月）したほか、AIの普及動向や政策課題に関する分析レポートやAIに関する理事会勧告の作成に向けた検討を進めてきた。

OECDでは、2019年（令和元年）5月の閣僚理事会において、AIに携わる者が共有すべき原則や加えて政府が取り組むべき事項等示し、AIに関する初の政府間の合意文書となる「AIに関する理事会勧告」を採択・公表した。なお、この理事会勧告の内容は、2019年（令和元年）6月に開催されたG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合及びG20大阪サミットにおいて「G20AI原則」として採択された。2020年（令和2年）2月には、本勧告の履行のための実務者向けのガイダンスを公表するとともに、AIに関連する情報共有や政策的な議論を行うためのプラットフォーム「AI政策に関するオブザーバトリー（OECD.AI）^{*8}」を立ち上げた。今後、本プラットフォームを活用し、AIに関する研究開発や普及の動向等に関するデータの収集・分析や加盟国関係者間での情報共有を進めることとしている。

ケ その他

インターネットの利用に必要な不可欠なIPアドレスやドメイン名といったインターネット資源については、重複割当ての防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年（平成10年）に非営利法人として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が行っており、ICANNは、年に3回の会合を開催し、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開の調整や、これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整を行っている。総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者等から構成）の正式なメンバーとして、その活動に積極的に貢献している。2016年（平成28年）11月より、我が国の前村昌紀氏（一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC））がICANN理事を務めており、2019年（平成31年）3月に再選された（同年11月から3年間の任期更新）。

ICANNは発足時から米国政府との契約に基づいてインターネット資源の管理を行ってきたが、2014年（平成26年）3月に、米国政府が、ドメイン名システムに関して同国が担ってきた役割（IANA（Internet Assigned Numbers Authority））を民間部門に移管する意向を表明した。その後、ICANNにおいて、米国政府との契約を解消し、ICANNが完全に独立するために必要な新たな体制やICANNの説明責任を確保するための仕組みについて検討が行われてきた。2016年（平成28年）3月にモロッコ（マラケシュ）で開催された会合において、その検

*6 <http://www.oecd.org/internet/Digital-Economy-Ministerial-Declaration-2016.pdf>

*7 <https://goingdigital.oecd.org/en/>

*8 <https://www.oecd.ai/>

討結果が取りまとめられ、米国政府に提出された。同年10月、米国政府はIANAをICANNに移管した。なお、ICANNの説明責任を確保するための仕組みについては、引き続きマルチステークホルダーによる議論が行われている。

ICANNにおける近年の主な議論として、2018年（平成30年）5月に施行された欧州GDPR（一般データ保護規則）に適合させるためにWHOISの仕様を見直す議論がある。WHOISとは、各インターネットレジストリが公開を義務づけられているデータベースであり、ドメイン名の運用者や技術担当者の連絡先が含まれている。これは、インターネットの技術的な問題が生じた場合に、各技術担当者間で直接調整可能することを目的としたものである。GDPRの施行に伴い、暫定的に、WHOIS上の情報を一部非公開とするよう運用されているところ、各国の法執行機関等が正当な目的に基づき非公開情報へのアクセスを確保できるよう、仕様の見直しに関する議論が本格化している。

また、2019年（平成31年）3月には、ICANN第64回会合が19年ぶりに日本（神戸）で開催され、インターネットガバナンスにおける日本のプレゼンスの向上に貢献した。

2 二国間関係における国際政策の展開

ア 米国との政策協力

●インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題について意見交換し、ICT分野の発展に向けた認識の共有化と地球的規模での課題における具体的連携を推進する観点から、2010年（平成22年）に日米両国の間で、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）」を行うことで一致した^{*9}。同年11月に第1回を開催して以来、総務省国際戦略局長及び米商務省国際通信情報政策担当幹部を共同議長とし、日本経済団体連合会（経団連）、在日米商工会議所（ACCJ）、ほかICT企業の代表が出席する官民会合、及び日米両政府間（日本側は総務省、外務省、経済産業省、内閣サイバーセキュリティセンター等。米国側は国務省、連邦通信委員会、商務省等）のみで行われる政府間会合が実施されている。また、2017年（平成29年）から、日米両国政府は、本対話を麻生副総理とペンス副大統領による「日米経済対話」の枠組みの中で、デジタル経済分野における日米協力を議論する場として位置づけ、具体的連携を加速させている。

2019年（令和元年）10月に都内で開催された第10回会合では、まず同月9日の民間会合において、データ活用のための政策枠組みの整備、サイバーセキュリティ分野の国際協力の推進及び信頼できるAI活用の促進を求める「日米IED民間作業部会共同声明2019^{*10}」が経団連及びACCJによって取りまとめられた。また、同月10日及び同月11日に開催された政府間会合及び官民会合では、日米の産業界から両国政府に提出された同共同声明等を踏まえ、国際協調（AI及びデータ流通）、第三国連携、5G、サイバーセキュリティ等、日米サイバー対話とのジョイントセッションも含め幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第10回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話に係る共同記者発表^{*11}」を公表した。

●デジタル分野における「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の枠組みの中で、日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会を2019年（平成30年）3月に立ち上げた。これまで4回のJUSDEP作業部会を開催し、開放的で、相互運用可能で、セキュアで信頼のおけるグローバルなデジタル経済環境の実現にコミットした。

また、2019年（令和元年）5月の日米首脳会談において、上記JUSDEP作業部会の結果も踏まえ、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力が着実に進展していることを歓迎し、今後とも、日米で手を携え、この日米共通のビジョンの実現に向けた協力を力強く推進していくとの意思を再確認した^{*12}。

更に、2019年（令和元年）11月にタイ王国バンコクで開催された第2回インド太平洋ビジネスフォーラムの際

*9 インターネットエコノミーに関する日米政策協力：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin06_02000027.html

*10 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/081.html>

*11 https://www.soumu.go.jp/main_content/000650310.pdf

*12 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_005001.html

に、日米両国は、デジタル分野における「自由で開かれたインド太平洋」の実現の一環として、インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進について今後の両国の協力を確認する「インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明」を発表したところ、今後、日米両国は、日米及びインド太平洋地域の都市間による、スマートシティに関する知見共有の機会の設定等に加え、同声明に係る活動及びその結果については、グローバル・スマートシティ・アライアンス等の国際的な活動に対して積極的に共有することとしている^{*13}。

同声明に基づいて、令和元年12月にシンガポールで開催された米星スマートシティセミナーに講師を派遣した。また、令和2年1月、ワシントンD.C.で第1回日米スマートシティ・ワークショップを開催。

イ 欧州との協力

(ア) 欧州連合 (EU) との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として日EU・ICT政策対話を開催している。2019年（令和元年）12月、東京で開催された日EU・ICT政策対話（第25回）では、今後のG7やG20をはじめとする国際的な枠組の中での日EU間の連携を確認したほか、日EU双方における政策動向を踏まえ、5G、サイバーセキュリティ、標準化・国際共同研究、規制改革、AI、トラストサービスについて議論を行った。加えて、日EU・ICT政策対話（第25回）の開催にあわせ、デジタル経済における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として日EU・ICT戦略ワークショップ（第9回）を開催し、AI、トラストサービス、デジタル政策、サイバーセキュリティ、5G・自動運転、標準化、データエコノミーについて議論を行った。

(イ) 欧州諸国との二国間協力

総務省は、日独両国間の情報通信分野における政策面での相互理解を深め、両国間の連携・協力を推進するため、2020年（令和2年）2月、ドイツ連邦共和国・連邦経済エネルギー省との間で日独ICT政策対話（第4回）を開催し、今後のG7やG20、IGFをはじめとする国際的な枠組の中での両国間の連携を確認したほか、日独双方における政策動向を踏まえ、AI/IoT、政策及び規制の見直し、5G、IoTセキュリティ、データ利活用について議論を行った。加えて、日独ICT政策対話（第4回）の開催にあわせ、ICT分野における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として、2回目となる官民会合を開催し、データエコノミー及びインターネットガバナンス、新たな技術（自動運転、AI）、IoTセキュリティについて議論を行った。

ウ アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備やICT利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

インドとは、2018年（平成30年）8月、インドにおいて総務省とインド通信省との間で、第5回日印合同作業部会を開催し、特に、5G、サイバーセキュリティ及び第三国におけるICT分野の人材育成支援等について取組を進めて行くことで合意した。本合意に基づき、2020年（令和2年）3月にデリーにて同国政府職員向けに実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施した。

ベトナムとは、2018年（平成30年）1月に第1回、同年12月に第2回日ベトナムICT共同作業部会を開催した。2019年（令和元年）11月に、第3回同作業部会をハノイにて開催し、サイバーセキュリティ、5G、スマートシティ分野等について意見交換を実施し、今後の日越間協力について引き続き協議を行っていくこととなった。

ミャンマーについては、同国運輸・通信省職員を対象として、2019年（令和元年）12月にサイバーセキュリティに関するワークショップ、2020年（令和2年）2月に情報通信政策等に係る招へい研修を実施した。

タイでは、2019年（令和元年）10月に開催された東南アジア最大級のICTイベント「Digital Thailand Big Bang」において、総務省が日本パビリオンを主催するとともに、複数のスタートアップ企業が出展を行い、タイ政府要人や企業関係者に日本のICT技術・サービスをPRした。

シンガポールとは、2019年（令和元年）6月、シンガポールにおいて総務省とシンガポール情報通信メディア開発庁との間で、第6回日・シンガポールICT政策対話を開催し、両国のICT政策全般、5G及びAIといった新たな技術・サービスに対する政策動向、サイバーセキュリティ対策、ネットワークレジリエンス等、多岐にわたる

*13 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000110.html

分野で意見交換を実施した。

オーストラリアとは、2015年（平成27年）2月に、シドニーにおいてオーストラリア通信省との間で、第1回日豪ICT政策対話を開催し、準天頂衛星システム（みちびき）を活用したG空間プロジェクトの推進等について合意したこと等を踏まえ、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）にかけて、「みちびき」の高精度な測位補強サービスを活用し、トラクターの自動化やドローンによる農作物の生育状況の効率的な把握を行うスマート農業の実現を目指した実証を実施した。